



## 2 在留期間更新、在留資格変更、永住許可申請、資格外活動許可、再入国許可

### および在留資格取得

### えいじゅうきよか しんせい 2-5 永住許可の申請

にほん えいじゅう きぼう ひと えいじゅう きよか う ひつよう  
日本に永住を希望する人は、永住の許可を受ける必要があります。

ち ほうにゆうこくかんり かんしよ えいじゅうきよか しんせい えいじゅうきよか う ざいりゅうしかく えいじゅうしゃ がいこく  
地方入国管理官署で永住許可を申請します。永住許可を受けると在留資格は永住者となり、外国  
せき にほん す ざいりゅうきかん こうしん てつづき ざいりゅうしかくへんこう てつづき ひつよう  
籍のままで、ずっと日本に住むことができます。在留期間の更新手続や在留資格変更の手続は必要  
ありませんが、旅行などで日本を出国するときには再入国許可が必要です(ただし、有効なパスポートと在  
りゅう しゅつこく ねんいなし さいにゆうこく さいにゆうこくきよか しゅとくふよう えいじゅうきよか  
留カードがあり、出国から1年以内に再入国するとき、再入国許可の取得不要)。永住許可にはいく  
じょうけん くわ もよ ちほうにゆうこくかんりかんしよ と あ  
つかの条件がありますから、詳しくは最寄りの地方入国管理官署に問い合わせましょう。

てすうりよう きよか えん ひつよう しゅうにゆういんし  
手数料:許可されるとき8,000円が必要(収入印紙)